

議案第72号

葛飾区農業委員会委員定数条例

上記の議案を提出する。

平成28年11月29日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

農業委員会等に関する法律の改正に伴い、農業委員会の委員の定数を定める必要がある  
ので、本案を提出いたします。

葛飾区農業委員会委員定数条例

葛飾区農業委員会の委員の定数等に関する条例（平成16年葛飾区条例第40号）の全部を  
改正する。

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第2項の規定により条例で定  
める葛飾区農業委員会の委員の定数は、12人とする。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第29条第2  
項の規定により在任する委員の定数及び人数については、なお従前の例による。